

安全

特定アルコール 発酵 95.1級 安全データシート
作成日： 2020年04月01日
ID： 2041

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 特定アルコール 発酵 95.1級
会社名 日本アルコール販売株式会社
住所 東京都中央区日本橋小舟町6-6 小倉ビル
担当部署 生産・品質企画課
電話・FAX番号 TEL:03-5641-5764 / FAX:03-5641-5546

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体

自然発火性液体

自己発熱性化学品

金属腐食性化学品

健康に対する有害性

急性毒性(経口)

急性毒性(経皮)

急性毒性(蒸気)

急性毒性(粉じん及びミスト)

皮膚腐食性及び刺激性

眼に対する重篤な損傷性由たば眼刺激性

呼吸器感作性

皮膚感作性

生殖細胞変異原性

発がん性

生殖毒性

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

吸引性呼吸器有害性

環境に対する有害性

水生環境急性有害性

水生環境慢性有害性

オゾン層への有害性

(注) 上記以外で記載が無い危険有害性クラスは、「分類対象外」

絵表示



注意喚起語

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気

眼刺激

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

呼吸器への刺激のおそれ

眠気又はめまいのおそれ

注意書き

【安全対策】

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(肝臓)の障害
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(中枢神経系)の障害のおそれ
熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
容器を密閉しておくこと。
容器を接地すること/アースをとること。

防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸氣/スプレーを吸入しないこと。
取扱い後は手をよく洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙しないこと。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

【応急処置】

気分が悪いときは医師に連絡すること。

医師の診断/手当てを受けること。

皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。

吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合:水で裂隙間を開闊して深く洗うこと。次にコンタクトレンズを装着していくて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師に連絡すること。

眼の刺激が続く場合:医師の診断/手当てを受けること。

火災の場合には適切な消火方法をとること。

【保管】

施錠して保管すること。

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

【廃棄】
内容物/容器は法に沿った処理をすること。

3. 組成及び成分情報

単一物質・混合物の区別

単一物質

| 標準組成 | CAS No. | 官報公示整理番号 (化審法・安衛法) | 濃度 |
|--|---|-----------------------|--------|
| エタノール 100%としての情報 化学名または一般名 別名 分子量 CAS No. 含有量 | エタノール エチルアルコール、 エタン-1-オール 46.07 64-17-5 95 | 64-17-5 (2)-202 | vol%以上 |

エタノール 100%としての情報
化学名または一般名 エタノール
別名 エチルアルコール、
エタン-1-オール
分子量 46.07
CAS No. 64-17-5
含有量 95 vol%以上

4. 応急措置

吸入した場合

被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移し、安静にすること。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

製品の浸潤した衣服を直ちに脱がせること／取り除くこと。
水で流しながら洗浄すること。石鹼を使ってよく落とすこと。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。

眼に入った場合

豊富な清浄水で最低15分間注意深く洗浄すること。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、更に数分間洗浄すること。
直ちに医師の手当を受けること。

飲み込んだ場合

水でよく口の中を洗浄すること。
医師の指示がない場合には、無理に吐かせないこと。
直ちに医師の手当を受けること。

5. 火災時の措置

消火剤

小火災：二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤

使ってはいけない消火剤

大火災：散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤

危険有害性

液体により容器が爆発するおそれがある。
極めて燃え易く、熱、火花、火炎で容易に発火する。
消防方法
散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を利用すること。
散水以外の消火剤で消防の効果がない大きな火災の場合には散水する。
火災時に刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火を行う者の保護

消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置

関係者以外の立ち入りを禁止する。
状況に応じて保護具(呼吸器用保護具、化学防護服、手袋、長靴、眼鏡、マスク等)を着用し、当該物の吸入や直接接触を避ける。

環境に対する注意事項

漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。
汚染された排水が適切に処理されず環境へ排出しないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法
及び機材
少量の場合には、こぼれた場所を速やかに大量の水で洗い流す。大量の場合は、漏出液を密閉式の空容器に出来るだけ回収し、回収出来なかつた場所を大量の水で洗い流す。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策
「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
局所排気・全体排気
「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。

安全取扱注意事項
接触回避
「10. 安定性及び反応性」を参照。

保管

技術的対策
「10. 安定性及び反応性」を参照。
混触危険物質

安全な保管条件
換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
施錠して保管すること。



安全な容器包装材料 該当法規の規制に従う。

8. ほぐ露防止及び保護措置

呼吸器保護具 蒸気が発生する場所では、必要に応じて適切な呼吸器保護具(保護マスクや空気呼吸器など)を着用すること。
手の保護具 手に付着する恐れがある場合には、必要に応じて不浸透性のゴム手袋を着用すること。
眼の保護具 目に入る恐れがある場合には、適切な目の保護具(保護眼鏡、ゴーグル、顔面用保護具等)を着用する。
皮膚及び身体の保護具 必要に応じて保護衣、保護エプロン、防護靴等を着用する。

エタノール 100%としての情報

| | |
|------|---|
| 管理濃度 | 未設定 |
| 許容濃度 | 日本産業衛生学会 TLV-STEL 1000ppm(2013年度版) ACGIH |

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|------------------|--------------------------------------|
| エタノール 100%としての情報 | 無色透明液体 |
| 性状 | 無色透明液体 |
| [におい] | 刺激臭 |
| pH | 情報なし |
| 融点・凝固点 | -114.14 °C; HSDB(2013) |
| 沸点、初留点 | 78.5°C : Merck (14th, 2006) |
| 引火点 | 13°C (密閉式): Merck (14th, 2006) |
| 蒸発速度 (酢酸ブチル=1) | 情報なし |
| 爆発範囲 | 3.3~19 vol%: ICSC(2000) |
| 蒸気圧 | 59.3mmHg(25°C): HSDB (2013) |
| 蒸気密度 | 1.59 (Air=1): HSDB (2013) |
| 比重(密度) | 0.789 (20°C/4°C): Merck (14th, 2006) |
| 溶解度 | 水と混和: ICSC(2000) |
| n-オクタノール/水分配係数 | 殆どの有機溶剤と混和: HSDB(2013) |
| 自然発火温度 | log Kow=0.31: HSDB(2013) |
| 分解温度 | 363°C: ICSC(2000) |
| 粘度(粘性率) | 情報なし |
| | 1.074 mPa·s at 20 °C: HSDB(2013) |

10. 安定性及び反応性

安定性 法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
危険有害反応可能性 次亜塩素酸カルシウム、酸化銀、アンモニアと徐々に反応し、火災や爆発の危険をもたらす。硝酸、硝酸銀、硝酸第二水銀、過塩素酸マグネシウムなどの酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。

| | |
|------------|---|
| 避けるべき条件 | 情報なし |
| 混触危険物質 | 次亜塩素酸カルシウム、酸化銀、アンモニア、硝酸、硝酸銀、硝酸第二水銀、過塩素酸マグネシウムなどの酸化剤 |
| 危険有害な分解生成物 | 情報なし |

11. 有害性情報

エタノール 100%としての情報

急性毒性

経口

「区分外」
 ラットのLD50値 = 6,200 mg/kg, 11,500 mg/kg, 17,800 mg/kg, 13,700 mg/kg(PATTY(6th, 2012)), 15,010 mg/kg, 7,000-11,000 mg/kg(SIDS(2005))はすべて区分外に該当している。

経皮

「区分外」
 ウサギのLDLo= 20,000 mg/kg(SIDS(2005))に基づき区分外とした。

吸入(蒸気)

「区分外」
 ラットのLC50= 63,000 ppmV(BFGOT vol.12(1999)), 66,280 ppmV(124.7 mg/L) (SIDS(2005))のいずれも区分外に該当する。なお、被験物質の濃度は飽和蒸気圧濃度、78,026 ppmV(147.1 mg/L)の90%[70,223 ppmV(132.4 mg/L)]より低い値であることから、ppmVを単位とする基準値を用いた。

吸入(ミスト)

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

「区分外」
 ハサギに4時間ばく露した試験(OECD TG 404)において、適用1および24時間後の紅斑の平均スコアが1.0、その他の時点では紅斑及び浮腫の平均スコアは全て0.0であり、「刺激性なし」の評価(SIDS(2009))に基づき分類した。

眼に対する重篤な損傷性
 又は眼刺激性
 「区分外」
 ハサギを用いた2つのDraize試験(OECD TG 405)において、中等度の刺激性と評価されている(SIDS(2005))。このうち、1つの試験では、所見として角膜混濁、虹彩炎、結膜発赤、結膜浮腫がみられ、第1日の平均スコアが角膜混濁で1以上、結膜発赤で2以上であり、かつほとんどの所見が7日以内に回復した(ECETOC TRR 48(2)(1998))に基づき分類した。

呼吸器感作性

「分類できない」

データ不足のため

「分類できない」

データ不足のため

「分類できない」

in vivo, *in vitro*の陰性結果あるいは陰性評価がされており、分類ガイドンスの改訂により「区分外」が選択できないため、「分類できない」とした。

発がん性

「分類できない」

データ不足のため

「分類できない」

データ不足のため

日本産業衛生学会の「許容濃度等の勧告(2015)」においてエタノールは対象とされていない。ACGIH(2009)は、エタノールを経口投与による動物実験のデータに基づいてA3(動物実験では発がん性が確認されたが、ヒトにおける発がん性が示唆されない物質)に分類しており、さらにヒトに対しては不明であるとの但し書きがあり、NIOSH(米国)(2015)の評価ではA4(データ不足等により、ヒトに対する発がん性については評価できない物質) (ACGIH(2004))である。また、エタノールはCLP(EU)ではNot classified、EPA(米国)では「Not listed」となっている。なお、IARC(2010)はアルコール性飲料及びアルコール性飲料中のエタノールをグループ1(ヒトに発がん性がある)に、NTP(米国毒性評価)(2014)はアルコール性飲料を「known(ヒトの発がん性物質として知られている)」に分類しているが、いずれもヒトにおけるアルコール性飲料の嗜好的習慣的摂取のデータに基づいている。

特定アルコール 発酵 95 1級 安全データシート
作成日： 2020年04月01日

ID: 2041

生施毒性

「区分1A」
以下により、「区分1A」とした
ヒトでは出生前にエタノールを摂取すると新生児に胎児性アルコール症候群と称される先天性的奇形を生じることが知られている。奇形には小頭症、短い眼瞼裂、関節、四肢及び心臓の異常、発達期における行動及び認知機能障害が含まれる(PATTY(6th, 2012))。なお、胎児性アルコール症候群は妊娠期に大量かつ慢性的にアルコールを飲んだアルコール依存症の女性と関連している。産業的な経口、経皮、吸入ばく露による胎児性アルコール症候群の報告はない。

特定標的臓器毒性(単回曝露)

「区分3(気道刺激性、麻酔作用)」
以下により、「区分3(気道刺激性、麻酔作用)とした。
ヒトの吸入ばく露により眼及び気道への刺激症状が報告されている。(PATTY(6th, 2012))。血中エタノール濃度の上昇に伴い、程度の中毒(筋協調運動低下、気分、性格、行動の変化から中等度の中毒)視覚障害、感覚障害、反応時間延長、言語障害)、さらに重度の中毒症状(嘔吐、嗜眠、低体温、低血糖、呼吸抑制など)を生じる。と記述されている(PATTY(6th, 2012))。ヒトに加えて実験動物でも中枢神経系の抑制症状がみられている(SIDS(2005))。

特定標的臓器毒性(反復曝露)
「区分1(肝臓)」、「区分2(中枢神経系)」
ヒトでのアルコールの長期大量摂取はほとんど全ての臓器に悪影響を及ぼすが、最も強い影響を与える標的臓器は肝臓であり、障害は脂肪変性に始まり、壞死と線維化の段階を経て肝硬変に進行する(DFGOT vol.12 (1999))との記載があり、「区分1(肝臓)」とした。
また、アルコール乱用及び依存症患者の治療として、米国FDA(ホスピタル薬剤師会議)を承認しているとの記述がある(HSDB(Access on June 2013))ことから、「区分2(中枢神経系)」とした。

吸引性呼吸器有害性 「分類できない」
データ不足のため

12. 環境影響情報

エタノール 100%としての情報

水生環境有害性(急性)

「区分外」
藻類(クロレラ)の96時間EC50 = 1000 mg/L(SIDS, 2005)、甲殻類(オオミジンコ)の48時間EC50 = 5463 mg/L(EOETOC TR 91 2003)、魚類(ニジマス)の96時間LC50 = 11200 ppm(SIDS, 2005)より、藻類、甲殻類及び魚類において100 mg/Lで急性毒性が報告されていない。

水生環境有害性(長期間)

「区分外」
慢性毒性データを用いた場合、急速分解性があり(BOD)による分解度: 89%(既存点検、1993))、甲殻類(ニセエゴセミジンコ属の一種)の10日間NOEC = 9.6 mg/L(SIDS, 2005)であることから、区分外となる。慢性毒性データが得られていない藻類植物に対して急性毒性データを用いた場合、藻類、魚類ともに急性毒性が区分外相当であり、難水溶性ではない(miscible、ICSC, 2000)。

オゾン層への有害性

「分類できない」
当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けて産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分に告知の上処理を委託する。

特別管理産業廃棄物(廃油)に該当する可能性がある。この場合廃棄においては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。

汚染容器及び包装

その他

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
「7. 取扱い及び保管上の注意」の項の記載による他、引火性液体に関する一般的な注意事項による。

14. 輸送上の注意

| | |
|----------------------|---|
| 国連番号 | 1170 ETHANOL (ETHYL ALCOHOL) or ETHANOL SOLUTION (ETHYL ALCOHOL SOLUTION) |
| 国連分類 | 3 |
| 容器等級 | II |
| 消防法 | 第四類アルコール類 |
| 航空法 | 引火性液体類(施行規則第194条危険物告示別表第1) |
| 船舶安全法 | 海洋汚染等及び海上災害 |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | Z類物質 |

緊急時応急措置指針番号
その他

127
タンクローリー及びタンク車で輸送する際は、輸送中に漏えいが起こらないように出入口のバルブ、フランジ面及び安全弁の点検を予め十分に行う。

輸送前に容器が密閉されているか、又漏れがないか確認する。

容器の輸送及び運搬は、常にしっかりと固定した状態で行い、特に瓶又は缶は輸送中に互いに衝突して破損しないないように予め適当な緩衝物を詰めておく。

「7. 取扱い及び保管上の注意」の項の記載による。

15. 適用法令

| | |
|------------------------------------|--|
| 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 | 非該当 |
| 労働安全衛生法 | 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号の4の3) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9の61) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号・別表第9の61) 非該当 |
| 毒物及び劇物取締法 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 |
| 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 | 第4類引火性液体、アルコール類(法第2条第7項危険物別表第1・第4類) 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1) 引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1) その他の危険物・引火性液体類(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表2) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1の20) |
| 消防法 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(海上汚染防止法) |
| 航空法 | |
| 船舶安全法 | |
| 港則法 | |



食品衛生法

衛化第56号 平成8年5月23日「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」別添三「一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用される品目リスト」に収載(※デンプン、糖蜜を原料とする発酵アルコールのみが対象。)

アルコール事業法

第2条 アルコール分が90度以上のアルコール

16. その他の情報

参考文献

- 1) JIS Z7253:2012 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法 -ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)
- 2) 事業者向けGHS分類ガイドライン(平成25年度改訂版(Ver.1.1))
- 3) 厚生労働省パンフレット「労働災害を防止するためリスクアセスメントを実施しましょう」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099625.pdf>

エタノール の情報

- 1) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE) 化学物質情報総合システム(CHRIPI) GHS分類結果 エタノール(平成25年度)
- 2) 厚生労働省 職場の安全サイト モデルMSDS エタノール(改訂日:2014年3月31日)

この安全データシートはJIS Z7253:2012及び事業者向けGHS分類ガイドライン(平成25年度改訂版(Ver.1.1))に準拠して作成しております。
記載内容は、現時点入手できる資料、情報、データに基づいて作成しているため、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、新しい知見及び試験等により改訂されることがあります、内容を保証するものではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いの場合には用途・用法に適した安全対策を講じた上で取扱い願います。

